装技計第１３４３１号
令和５年７月３１日

長　官　官　房　総　務　官
長　官　官　房　人　事　官
長　官　官　房　会　計　官
長官官房監察監査・評価官
長　官　官　房　各　装　備　開　発　官
長　官　官　房　艦　船　設　計　官
各　　部　　長
施　設　等　機　関　の　長
殿

技術戦略部長
（公印省略）

防衛装備庁の装備品等の研究開発における情報提供企業の募集（ＲＦＴ）及び情報提供依頼（ＲＦＩ）の実施要領について（通知）

標記について、防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（装技計第１１６５９号。令和５年６月２９日）別紙の第１０第１項の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和５年８月１日から適用することとしたので通知する。

なお、防衛装備庁の装備品等の研究開発における情報提供企業の募集（ＲＦＴ）及び情報提供依頼（ＲＦＩ）の試行に係る実施の細部要領について（装技計第２３６号。２７．１０．１）は、令和５年７月３１日をもって廃止する。

添付書類：別紙

別紙

防衛装備庁の装備品等の研究開発における情報提供企業の募集（ＲＦＴ）及び情報提供依頼（ＲＦＩ）の実施要領

１　趣旨

今後計画している研究開発事業について、構想段階から広く将来の装備品等の研究開発への参入意思を問うなど、潜在的な競合事業者の存在を把握するとともに、広範囲にわたる研究開発事業の情報提供を募るなど公正性と情報収集範囲の拡大とを両立可能とする仕組みである情報提供企業の募集（ＲＦＴ）及び情報提供依頼（ＲＦＩ）の実施要領について規定するものである。

２　定義

この要領に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　ＲＦＴ　Request For Tender の略。ＲＦＩ（Request For Information）に先立ち、情報提供する意思のある企業を募集する文書のことをいう。

⑵　ＲＦＩ　Request For Information の略。装備品等の研究開発を実施する上で、試作事業等を具現化するために必要な情報を得るために、企業に情報提供を依頼する文書のことをいう。

３　対象とする事業

対象とする事業は、次年度以降予算概算要求を予定している装備品等の研究開発のうち、企業からの情報収集を必要とするものを基本とする。ただし、秘匿性の高い事業や他の事業に影響を及ぼすと判断（装備庁要求事業にあっては技術戦略部技術計画官（以下「技術計画官」という。）が、各自衛隊等要求事業にあってはプロジェクト管理部事業監理官（以下「事業監理官」という。）が判断するものとする。）する場合は、この限りではない。

４　情報収集の手順

ＲＦＴ及びＲＦＩを用いた情報収集は、以下の各号に掲げる手順を基本とする。

⑴　担当する長官官房装備開発官付開発室及び研究所研究室（以下「担当室」という。）は、別記様式第１で示す項目を参考にＲＦＴの原案を作成するとともに、別記様式第２で示す項目を参考にＲＦＩの原案を関係機関と調整のうえ作成し、装備庁要求事業にあっては技術計画官に、各自衛隊等要求事業にあっては事業監理官に送付する。

⑵　前号により送付された原案に関し、ＲＦＴについては目的の適正性、情報提供企業の要件の公正性、対外的な影響等を、ＲＦＩについては事業内容との整合性、情報提供要求内容の公正性、秘匿情報の有無等を別記様式第３に定める調整会議において審議し、了承を得た上で、ＲＦＴ及びＲＦＩを決定する。

⑶　技術計画官又は事業監理官は審議の結果を反映したＲＦＴについて、防衛装備庁のホームページへの掲載依頼を行うとともに、公告を行う。

なお、ＲＦＴの掲載期間については、掲載後１０日以上とする。ただし、緊急を要する場合には、５日間まで短縮することができる。また、ＲＦＴ掲載期間中の問合せについては、装備庁要求事業にあっては技術計画官が、各自衛隊等要求事業にあっては事業監理官が処理するものとする。

⑷　担当室は、ＲＦＩに適切な取扱区分（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１第２項各号に掲げる取扱い上の注意を要する文書等の種類等による区分をいう。第７号において同じ。）を設定して管理し、少なくとも概算要求年度までは必ず保存する。

⑸　ＲＦＴに定められた期限内に、情報提供の意思のある企業から別記様式第４に示す「情報提供意思表明書」の提出を受けた場合は、装備庁要求事業にあっては技術計画官にて、各自衛隊等要求事業にあっては事業監理官にて受領後、保存するとともに、担当室に写しを送付する。担当室は、情報提供意思表明書を提出した企業に対して、別記様式第５に示す「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」の提出を求め、担当室にて受領後、保存する。

⑹　担当室は、「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」を提出した企業に対し、個別に説明を行い、ＲＦＩに関して官が提供、開示する情報の取り扱い等に関して説明後、当該企業に対し、ＲＦＩを交付し、内容について説明を行う。ＲＦＩの交付の方法は電子メール（防衛省中央ＯＡネットワーク・システム運用管理要綱について（防整情第３２１４号。令和４年３月２日）別冊第１第２項第４号に規定する部外系の電子メールをいい、第３第２項に規定する情報の範囲に限る。）、書留（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４５条第１項に規定する書留をいう。）とした第１種郵便物（同法第２０条第１項に規定する第１種郵便物をいう。）、手交その他の適当な方法により行うものとする。

⑺　担当室は、ＲＦＩによる情報提供を受けた場合は、提供情報を受領後、保存する。

　なお、提供情報は試作事業を概定するために必要な基礎資料であるため、取扱区分を「部内限り」以上とし、少なくとも概算要求年度までは必ず保存する。また、企業側が使用の制限を希望する情報については、当該箇所について、企業側と相互に確認するものとする。

⑻　担当室は、ＲＦＩにより得られた情報を防衛装備庁における研究開発実施要領について（装技計第１１６５９号。令和５年６月２９日）別紙の第７第１１項の規定に基づき設置された研究開発グループのメンバー等の協力を得て分析を行い、研究開発事業計画の立案、概算要求及び仕様書等を作成するものとする。

　なお、ＲＦＩにより得られた情報のうち重要と考えられるものについては、部内研究及び所内研究に係る内容と合わせ技術管理報告により報告を行う。

５　留意事項

⑴　企業等との接触については、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（防経装第８３０３号。１９．８．３０）による。

　なお、企業との接触に関しては、企業ごと個別に対応するものとする。

⑵　ＲＦＴ及びＲＦＩについては、秘密等（特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第３条第１項に規定する特別防衛秘密及び秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第２条第１項に規定する秘密をいう。）は記載してはならない。

⑶　ＲＦＩにより得られた情報は、研究開発事業の立案の検討に使用するものと

し、他の目的で使用する場合は、提案企業の許可を得なければならない。

⑷　企業よりＲＦＩによる情報提供を受けるまでの間、企業からの質問による回答は文書によるものとし、その質問及び回答の内容は情報提供意思表明書を提出した全ての企業と共有しなければならない。

⑸　情報提供意思表明書を提出した企業がＲＦＩによる情報提供を行う前に辞退する旨を申し出た場合は、辞退書（書式自由）の提出及びＲＦＩの返却又は消去を当該企業に対して求めるものとする。

⑹　技術計画官、事業監理官及び担当室は、企業から提出される「情報提供意思表明書」及び「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」が真正であることを確認するための措置を講じるものとする。

別記様式第１

情報提供企業の募集

防衛装備庁は、〇〇〇システムに関して、その取得方法を検討するに当たり、以下のとおり、情報提供する意思のある企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和　年　月　日
防 衛 装 備 庁

記

１　募集の目的

２　情報提供企業の要件

３　情報提供に係る意思の確認
情報提供する意思のある企業は、令和〇〇年〇月〇日（〇）〇〇〇までに、情報提供意思表明書（別添）に前項の要件を確認できる書類を添付のうえ、第６項に示す担当窓口に提出してください。また、提出する場合は、前日までに電子メールでその旨を同担当窓口に連絡してください。

４　今後の進め方
本提案に応じた企業のうち、別途提示する情報提供依頼書等の保全に関する誓約書を提出後、第２項の要件を確認した者との間で意見交換を行い、その後、情報提供依頼を行います。
なお、本提案への協力により、将来における本システムに関連する何らかの事業の実施を約束するものではありません。

５　その他
⑴　本情報提供に関して使用する言語は日本語とする。
⑵　貴社が提出された情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）による開示請求があった場合、防衛装備庁が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。ただし、貴社が防衛省以外に開示制限を希望する情報については、具体的内容及び理由を明記（様式任意）することにより、貴社の許可なく開示することはありません。

６　担当窓口
防衛装備庁 技術戦略部　技術計画官／プロジェクト管理部　事業監理官（〇〇担当）
住所：〒１６２－８８７０ 東京都新宿区市谷本村町５－１
電話：０３－３２６８－３１１１（内線）〇〇〇〇〇
電子メールアドレス：〇〇@〇〇〇〇.mod.go.jp

別記様式第２

ＲＦＩに記載する項目例

１．情報提供依頼の目的
　１．１　用語及び定義

２．事業の基本方針及び構想
　２．１　事業の基本方針
　２．２　構想
　２．３　参考とすべき機能

３．情報提供依頼事項
　３．１　システム検討
　３．２　解明すべき技術課題の抽出と解明方法
　３．３　事業全体のプロセスの検討及び想定されるリスクの分析・評価
　３．４　事業全体の試験評価構想の検討
　３．５　概算経費の検討
　　３．５．１　試作品日及び開発装経費の試算
　　３．５．２　見積り量産単価及びライフサイクルコストの試算
　３．６　その他の取得方法

４．情報提供要領
　４．１　様式
　４．２　提出期限
　４．３　提出方法
　４．４　提出先
　４．５　質疑応答
　４．６　情報保全
　４．７　その他

別記様式第３

調整会議設置要領

１　調整会議

⑴　調整会議（以下「会議」という。）は、次の委員をもって構成する。
なお、会議は審議対象の事業に関連しない委員の出席を必ずしも要しないものとする。

長官官房会計官、長官官房装備開発官、プロジェクト管理部事業計画官、プロジェクト管理部事業監理官、プロジェクト管理部装備技術官、技術戦略部技術戦略課長、技術戦略部技術計画官、技術戦略部技術振興官、各研究所の研究企画官

⑵　議長は、防衛装備庁要求事業にあっては技術戦略部技術計画官をもって、各自衛隊等要求事業にあってはプロジェクト管理部事業監理官をもって充て、会議を主宰する。

⑶　議長は、特に必要があると認めるときは、上記委員以外の者を会議に参加させることができる。

⑷　説明者は担当室の室長とする。

２　その他

会議の庶務は、防衛装備庁要求事業にあっては技術戦略部技術計画官において、各自衛隊等要求事業にあってはプロジェクト管理部事業監理官において行う。

別記様式第４

防衛装備庁 技術戦略部 技術計画官／プロジェクト管理部　事業監理官（〇〇担当）
御中

情報提供意思表明書

所　在　地
企　業　名
代表者氏名

〇〇について情報提供の意思を表明します。

１　企業名

２　所在地

３　担当者氏名

４　所属部署

５　電話番号

６　FAX

７　電子メールアドレス

別記様式第５

情報提供依頼書等の保全に関する誓約書

当社は、情報提供依頼書（令和○○年○月 防衛装備庁長官官房装備開発官（○○担当）付第○開発室）によって開示される取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。以下「情報提供依頼書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

１　当社は、情報提供依頼書等の保全を確実にし、万が一、情報提供依頼書等の漏えいの事実があった場合には､情報提供依頼書等の取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
２　当社は、情報提供書の提出期限までに情報提供依頼書等の全てを防衛装備庁長官官房装備開発官（○○担当）付第○開発室（以下「○開○室」という。）に返却します。また、電子メールで受領した情報提供依頼書等の全てを確実に消去します。
３　当社は、情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみに情報提供依頼書等を供覧します。
４　本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に情報提供依頼書等を供覧することとします。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社は情報提供依頼書等の取り扱い上の責任を免れることはありません。
５　当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて情報提供依頼書等を供覧しません。
６　当社は、情報提供依頼書等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、情報提供依頼書等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に○開○室に提出します。
７　当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は情報提供依頼書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせ、又は近づけません。
８　当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
９　当社は、本作業により情報提供依頼書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
１０　防衛装備庁が必要性を認めたとき、当社は情報提供依頼書の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
１１　当社は、情報提供依頼書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに○開○室へ報告します。

令和　　年　　月　　日

防衛装備庁
長官官房 装備開発官（○○担当）　御中

所 在 地
企 業 名
代表者氏名